

# 令和5年11月定例会 一般質問（概要）

令和5年12月5日（火）

みよしかおる 議員



（みよしかおる議員）

大阪維新の会大阪府議会議員団の みよしかおる です。  
通告に従い、順次質問させていただきます。

## 1. 次世代スマートヘルス分野のスタートアップ支援

### (1) 次世代スマートヘルス分野のスタートアップ支援について

（みよしかおる議員）

はじめに、次世代スマートヘルス分野のスタートアップ支援です。

次世代スマートヘルス分野、治療・予防アプリは、医師側の診療データと患者側の日常生活データを医師と患者の間で共有することで、健康づくりへの意識が高まります。特に SaMD と呼ばれる医療機器承認が必要な治療アプリは、定期的に医師の診断と処方を受けなければならない、医師と患者の距離を近づける先端技術として注目されています。

今回の万博のテーマを象徴する取組みとして、「フューチャーライフエクスペリエンス」というプロジェクトが進むなど、大阪府の取り組む次世代スマートヘルス分野のスタートアップ支援が注目されています。

今後、国や博覧会協会とも密に連携していくことで、万博に向けて取組みを加速させ、しっかりとした成果をあげていくべきと考えますが如何でしょうか。

(スマートシティ戦略部長)

○ 海外で成功しているスマートシティは、いずれも都市の強みを最大限に活かしており、大阪スマートシティ戦略 ver2.0 において、大阪の医療の強みが生きる、次世代スマートヘルス分野のスタートアップ支援を柱の1つとして位置付け、大阪府が設置促進した22.5億円のデジタルヘルスファンド大阪が実現した。

○ スタートアップ支援をより実効性あるものとするためには、ファンドだけでなく、経営支援を担う機能や、社会実装に向けた支援などの全体的な環境の充実が課題。

○ この課題解決に向け、商工労働部をはじめとする関係部局との連携はもとより、国や博覧会協会などともさらなる連携を図り、次世代スマートヘルス分野のスタートアップへの専門性の高い支援を展開することで、「スマートヘルスといえば大阪」というプレゼンスを世界に示し、大阪のさらなる成長をレガシーとしていきたい。

(みよしかおる議員)

大阪をこの分野の支援拠点としていくプロジェクトを、高く評価します。多くのスタートアップが大阪から輩出され、府民QOL向上につながる環境が大阪に整うことがレガシーとなります。大阪府がスマートヘルスシティとなるために、万博に向けたオール府庁での体制強化を行っていき、未来社会のショーケースとなる万博に向けて、22億5千万円投資された民間企業と共に、未来へむけての積極的な投資を大阪府にもお願いしておきます。

## 2. 府民の森の眺望活用

### 府民の森の眺望を活用したにぎわいづくりについて

(みよしかおる議員)

次に、府民の森の眺望を活用したにぎわいづくりについて伺います。

交野市に位置する大阪府民の森「ほしだ園地」において、昨年8月に、170名を超える方が参加され、日本最大級のつり橋「ほしのブランコ」をLEDランタンで照らし、幻想的な雰囲気の中空中散歩を行う夜間イベントが、交野市や観光協会、地元団体などの協力のもと開催され、大変好評でした。



府民の森には夜景をはじめとした眺望が素晴らしいところが多くあります。大阪・関西万博で来阪される方や、新たな来園者層として、多くの若者のカップルなどにデートスポットとして利用していただくためにも、このような各園地からの眺望を活かした取組みを積極的に進めていくことが重要と考えます。こうした中、府民の森の眺望を活かした魅力向上に関して取組方針を定めるなど、戦略的に進めるべきと考えますが、環境農林水産部長の所見をお伺いします。

(環境農林水産部長)

- 大阪・関西万博を間近に控え、ほしだ園地をはじめとした府民の森のさらなる魅力向上のためには、府内有数の絶景スポットである園地展望台等からの、眺望を活かした取組みを進めていくことが重要と認識。
- このため、昨年度の「ほしだ園地」に続き、今年度は「なるかわ園地」において、「ナイトハイク」や「なるかわウェルネスフェスタ」といった大阪平野の夜景や眺望を楽しめるイベントを開催し、多くの方々に参加いただいたところ。
- 今後、指定管理者と連携し、眺望スポットにおける樹木の剪定や継続的なイベント開催、様々な広報媒体を活用した魅力発信に関する新たな方針を検討するなど、素晴らしい眺望や四季折々の美しい自然景観といった府民の森の強みと魅力を最大限活かしたにぎわいづくりに、しっかりと取り組んでまいりたい。

(みよしかおる議員)

しっかりと取り組んでいくと発言いただきました。知事に公務で交野にお越しいただけるといった眺望を活かしたほしだ園地のイベントを期待しています。



### 3. 市街化調整区域に対する都市計画税の課税

#### 市街化調整区域の市街化区域への編入について

(みよしかおる議員)

次に、市街化調整区域に対する都市計画税に関して伺います。

交野市の広報誌によると、地区計画が設定された市街化調整区域について、交野市が都市計画税を課税する検討をしているとのこととです。

**都市計画税の課税区域の拡大を検討しています**

【市 都市計画課 税務課長室 092-0121  
都市計画課 税務課 092-0121】

都市計画税は、市街化調整区域(建築物が作られる区域)にある土地や家屋に課税され、道路や公園、下水道、ごみ処理施設等の整備、維持を促すために使われます。用途に合わせた課税を課税する区域を拡大する方向で検討していることから、その際についてお知らせします。

**課税区域を拡大する目的は？**

これまで検討していたコンパクトシティ圏(東部圏、中部圏)の市街化調整区域(市街地)の拡大が、市街化調整区域(市街地)の拡大に繋がります。市街化調整区域(市街地)の拡大により、市街化調整区域(市街地)の拡大が促進され、市街化調整区域(市街地)の拡大が促進されます。

**課税の目安は？**

課税の目安として、市街化調整区域(市街地)の拡大が促進されますので、市街化調整区域(市街地)の拡大が促進されます。市街化調整区域(市街地)の拡大が促進されます。

課税区域	課税区域	課税区域	課税区域
市街化調整区域(市街地)	市街化調整区域(市街地)	市街化調整区域(市街地)	市街化調整区域(市街地)
10,000円	17,000円	10,000円	10,000円
16,000円	23,000円	10,000円	10,000円
43,000円	33,000円	10,000円	10,000円

市街化調整区域(市街地)の拡大が促進されます。

都市計画税は、下水道整備などの都市計画事業の費用に充てるための目的税であり、原則として、市街化区域内の土地及び家屋に課税されるものです。市街化区域とは、都市計画法において、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域と定められています。私としては、市街化調整区域において開発を行う際には、一般的にはまず市街化区域への編入を検討するものではないかと思っています。

そこで、大阪府において市街化調整区域を市街化区域へ編入する場合の方針とはどのようなものか。また、市街化区域に編入しなくとも、市街化調整区域の地区計画をもってなぜ開発が可能となるのか。併せて大阪都市計画局長にお伺いします。

(大阪都市計画局長)

○ 市街化区域への編入方針については、市街化調整区域のうち、都市機能を集約する区域や産業立地を促進する区域などにおいて、災害リスクや、将来の人口や産業の見通しを考慮しつつ、必要最小限の区域を市街化区域に編入する方針としており、具体的な対象地区は市町村との協議により決定している。

○ 一般的には編入の検討対象となる地区を市町村との協議により決定した上で、計画的かつ良好なまちづくりが確実になるなど一定の条件が整えば、市街化区域に編入するものとしている。

○ また、市街化調整区域の地区計画については、開発者自らがインフラ等の施設整備を行うことを前提として、地区の特性に応じた良好な都市環境の形成に資する事項を、市町村が都市計画決定するものであり、この場合、例外的に開発が可能となるものである。

(みよしかおる議員)

大阪府としては、市街化編入は条件が整えば編入するとのこと。また、地区計画は市町村が都市計画決定するものとのこと。地方税法第702条では、「市街化区域において課税することとの均衡を著しく失すると認められる「特別の事情」がある場合に、市町村の条例により市街化調整区域において都市計画税を課することができる旨規定されており、都市計画税は、「特別の事情」がない限り市街化調整区域内の土地や建物には課税されないものです。

都市計画税について			
1. 課税客体	原則として市街化区域内の土地及び家屋		
2. 課税団体	都市計画区域を有する市町村		
3. 納税義務者	土地又は家屋の所有者 ※原課徴金は固定資産税とあわせて行われる		
都市計画税の課税区域			
都市計画区域（都道府県が定める）			
繰引き（都道府県又は指定都市が定める）が行われている区域			
市街化区域 （既に市街地を形成及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）	市街化調整区域 （市街化を抑制すべき区域）	非繰引きの区域 （市街化区域と市街化調整区域との区分を定めていない都市計画区域）	都市計画区域外
全域	条例で定める区域 （市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すと認められる特別の事情がある場合）		課税できない区域

総務省ホームページ([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jijih\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/149767\\_10.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jijih_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_10.html))より

全国では、令和4年10月1日時点で都市計画税を課税しているのは644団体で、そのうち市街化調整区域に課税しているのは19団体となっていることから、市街化調整区域に課税されるのはレアなケースであると考えています。

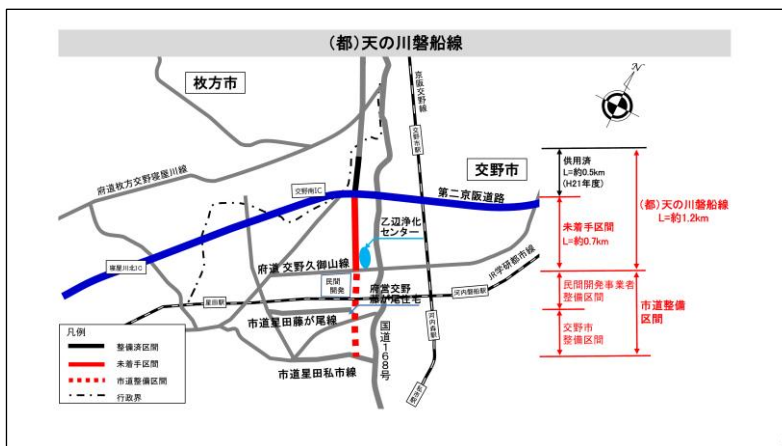
大阪維新の会は増税することなく、改革により財源を生み出し、住民サービスを豊かにしていくと訴えてきました。住民に税負担を強いることなく、都市計画税課税については、原則に基づき市街化区域のみの課税とするべきではないかと考えます。国の見解は「市町村が自主的に判断すべきもの」と大阪府から聞いています。交野市議会においては慎重な議論を、そして市民には丁寧な説明を、よろしくお願いします。市町村の協議によるものではありませんが、問い合わせなどにつきましては大阪府もサポート頂きますようよろしくお願いします。

#### 4. 都市計画道路天の川磐船線

##### (1) 都市計画道路天の川磐船線の事業着手に向けた取組みについて

(みよしかおる議員)

次に、都市計画道路天の川磐船線についてです。



都市計画道路天の川磐船線は、第二京阪道路へのアクセス道路であり、国道168号のバイパスとして、北河内地域における南北軸を担う道路です。令和2年度に策定された「大阪府都市整備中期計画」において、「地元市が取り組むまちづくりや、接続する市道整備の具体化」を条件に、事業着手として位置づけられました。現在、交野市においては、まちづくりとして、乙部浄化センターの更新の検討に併せ、し尿処理施設の枚方市・寝屋川市との共同化・広域化にむけた取り組み予算化に向けて国との協議を進めているところ。

また、市道整備については、府道交野久御山線から市道星田私市線までの区間のうち、府道から市道星田藤が尾線までの区間を民間開発事業者が整備する予定と聞いています。私は、令和4年2月議会でも、訴えかけており、大阪府においても、交野市と協力し事業化に向けて取り組んでほしいと考えています。

そこで、都市計画道路天の川磐船線における事業着手に向けた取組みについて、都市整備部長にお伺いします。

(都市整備部長)

- 都市計画道路天の川磐船線については、お示しのとおり、沿道のまちづくりや市道整備の具体化を条件に着手することとしている。
- 現在、交野市において、浄化センターの建替とあわせ、まちづくりの具体化が進められている一方、市道整備は、民間開発事業者が先行整備する区間において沿道住民と調整をしている段階と聞いている。
- 府としては、先に示した条件が整った段階で事業着手できるよう、昨年度までに、現地測量や道路の予備設計を実施したところ。
- 引き続き、まちづくりや市道整備の進捗状況を踏まえ、本路線の着手時期を判断していく。

(みよしかおる議員)

し尿処理施設の広域化のためにも、他市のし尿受け入れるための道路として、天の川磐船線が必要です。また、大阪府営交野藤が尾住宅は令和 12 年度までを計画期間とする「大阪府営住宅ストック総合活用計画」において、集約建替えに着手する再編・整備の住宅として位置付けられています。



都市計画道路天の川磐船線の当該区間の整備にあたっては、大阪府の事業も考慮し、地元市・民間開発事業者とも協議しながら、大阪府も主体的に関わり進めていただきますよう要望いたします。

## 5. 地域連携タスクフォース

### (1) 地域連携タスクフォースについて

(みよしかおる議員)

次に、地域連携タスクフォースについてお伺いします。

開幕まで500日を切った万博を成功に導くためには、より多くの地域の方を巻き込んで、府域全体で万博を盛り上げていく必要があります。

例えば、私の地元の交野市において、毎年夏に開催されている「七夕まつり」は、2万5千人もの方が訪れる大規模イベントです。このような地域のイベントとタッグを組んで、万博のPRを行うことが府内全域での機運醸成にもつながっていくと考えています。



今年の4月に、万博推進局内に地域連携タスクフォースが設置されましたが、タスクフォースのこれまでの取組状況や実績、そして今後の取組みについて、万博推進局長にお伺いします。

(万博推進局長)

○ 地域連携TFでは、博覧会協会や経済界等と連携しながら、企業や商業施設等におけるポスターやサインージ画像の掲出等を進めるとともに、官民様々な主体が実施するイベント等に、ブースの出展やステージでの万博PRをプログラムに盛り込んでいただくなど、さらなる機運醸成に向け様々な取組みを進めてきたところ。

○ その結果、万博PRイベントは、昨年度の121件から、今年度は先月末までで334件と3倍程度に増加している。また、これらのイベント概要を本年9月に開設したウェブサイトに掲載し、広くお知らせすることで、万博の理解促進を図っている。

○ 今後も、自治体や民間企業・団体等と連携しながら、来年4月の開幕1年前や、来場予約が開始される来年初等の節目のタイミングにおいて、府内はもとより、全国で万博が盛り上がるよう、しっかりと取り組んでまいります。



(みよしかおる議員)

万博の機運醸成にむけて地域連携タスクフォースの活躍を期待しています。万博への関わり方、様々な参加メニューについては、博覧会協会が所管する制度であることは承知していますが、府としても問合せに対応し協会とのパイプ役となるなど、府民の方々が少しでも万博の情報にアプローチしやすくなるよう、対応をよろしく願います。万博特別委員として私自身も発信に努めてまいります。

## 7. 府民の移動の自由をまもるために

### (1) ライドシェアの現在の検討状況と今後のスケジュールについて

(みよしかおる議員)

次に、ライドシェアについてお伺いします。私は、路線バスが廃止するなどして、地方における地域の移動手段が弱体化してきている先の未来にはお金のかからない、地域住民による地域住民のための地方のライドシェア、つまり助け合いの乗り合いが必要だと考えています。都市部のライドシェアについてですが、人口減少社会が進んでいくことを考えると、交通空白地だけの問題としてではなく、移動手段の一つとして、持続可能なライドシェア制度をしっかりと構築していただきたいと思っています。ライドシェア制度は、世界的に多くの国で導入されていますが、我が国においては、交通空白地・特区制度などにおける移動手段としてなど、限定的な導入にとどまっております。現在、国の規制改革推進本部会議で検討が進められているところです。このような中、府は、1年半後に開催される大阪・関西万博における移動手段の確保が喫緊の課題となっており、先月16日にはライドシェアの有識者会議を開催するなど精力的に検討されていると聞いています。

そこで、ライドシェアの現在の検討状況と今後のスケジュールについて、都市整備部長にお伺いします。

(都市整備部長)

○ ライドシェアについては、先月1日にプロジェクトチームを設置し、1年半後に迫った大阪・関西万博に訪れる約2,800万人の方々や、これにより影響を受けるおそれのある府民の移動手段の一つとして導入をめざしている。

○ 先月16日には、有識者会議を開催し、安全の確保策や価格の設定の考え方などをはじめ、海外の先行事例や既存事業者の影響などについて、タクシー事業者や経済団体、学識経験者などのご意見を伺いながら、様々な観点から検討を進めているところ。

○ 今後、万博開催半年前からのライドシェアの導入を見据え、年内には制度の骨子案を取りまとめ、国に提案していくこととしている。

(みよしかおる議員)

大阪府が国に許可申請を要望しているのは、「公共の福祉」による輸送です。府では、大阪・関西万博における約2,800万人の移動手段の確保と、その影響を受ける府民の移動手段の確保という観点から、ライドシェアに関する検討を進められているとのこと。

	【1】自家用有償旅客運送 (道路79条第2号)	【2】国家戦略特別区域制度 (特区法第16条の2の2)	【3】公共の福祉による運送 (道路79条第3号)
目的等	地域住民に対する 過疎地域での輸送又は福祉輸送 以下の2項目を主とし ✓交通空白地有償運送 ✓福祉有償運送	外国人観光客の輸送等 ただし、既存のバス・タクシー事業者等による輸送が困難なものに限る	「公共の福祉」の確保 ただし、地域又は期間を限定し、国交大臣の許可が必要
実施主体	市町村、特定非営利活動法人等	同左	規定なし
運送対象	(交通空白地有償運送) 地域住民、観光客 (福祉有償運送) 介護を必要とする者	訪日外国人などの観光客	規定なし
運行区域	交通空白地等	同左	地域(又は期間)を限定
対価	実費の範囲内(タクシーの1/2が目安)	同左	規定なし
実施手続	①地域公共交通会議等における 地域関係者との協議(法中必置) ※市町村、運送事業者、地域住民等 ②登録申請	①国家戦略特別区域会議による計画 策定 ・特区大臣、自治体の長、事業実施予定者 ・関係機関 などが参加 ・市町村、事業実施予定者が運送事業者と 関係協議を実施 ②国交大臣の同意 ③内閣総理大臣による認定 ④登録申請 ○兵庫県養父市「やぶる」	国交大臣へ許可申請 (申請内容) ・氏名、住所 ・運送事業者 ・運送する人の数、物の種類・数量 ・運送期間、区域 ・年間実施を必要とする理由 など ※その他の詳細な手続は規定なし
活用例	(交通空白地有償運送) ○「認知可(認知不可)号」等 (福祉有償運送) ○三重県松阪市、滋賀県草津市、高知県米子市等		○スクールバス ○訪問介護福祉等による有償運送 ○繁忙期(年末年始等)における 貨物運送 ○コロナ緊急事態宣言期間中のタクシーによる貨物輸送等

大阪の都市としてのホスピタリティと、オーバーツーリズム対策としても大切なことであり、喜ばれる制度を作っていただきたいと思います。

また、女性専用アプリ等もあると聞いています。検討にあたっては、安全安心に関する問題など、マイナス面もしっかりと分析し、だれもが安心して利用できる移動手段となるよう、多様な意見を聞きながら、しっかりと検討を進めていただくよう要望いたします。

## (2) 市町村と地域住民が連携した地域公共交通の取組みへの支援について

(みよしかおる議員)

最後に、地域公共交通の取組みへの支援についてです。

少子高齢化が進み、私の地元交野市においても高齢化率の高い住宅地が増えてきており、高齢者の運転免許の返納も進む中、移動手段の確保は非常に重要な課題です。

近年、一人ひとりの移動ニーズに合わせたサービスを提供するため、「AIオンデマンド交通」や「グリーンスローモビリティ」など、各地で新たな交通サービスが次々と導入されています。また、路線バスの維持を目的として、病院の無料送迎バスを路線バスに集約し、病院が運賃を負担することで、来院者のサービス低下を防ぎつつ、路線バスの収益性を高めるなど、地域の課題に即した取組みも進められています。

地域公共交通を維持するためには、これらの新たな交通サービスを活用していくべきですが、地域のニーズに沿ったものでないと課題の解決とはなりません。地域公共交通の主体である市町村が、しっかりと地域住民と対話し、取組を進めるべきであり、府が市町村の取組を支援してほしいと考えています。そこで、市町村と地域住

民が連携した地域公共交通の取組みに対して、大阪府はどのような支援を行っていくのか、都市整備部長にお伺いします。



(都市整備部長)

- 地域公共交通の維持のためには、地域のニーズを把握し、地域の実情に応じた取組を進めることが重要。
- 現在、国において、地域公共交通の再構築を推進するため、「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」を設置し、検討が進められており、来年4月頃をめどに、お示しの先進事例やその横展開に当たっての対応策などをとりまとめる予定。
- 府としては、本年4月から、府域を4ブロックに分け、市町村や交通事業者と地域公共交通の維持等に関する意見交換会を実施。今後も、この意見交換の場を活用し、国がまとめる対応策も参考にしながら、地域の課題に即した先進事例の紹介など、地域に望まれる持続可能な交通サービスを市町村が検討できるよう支援していく。

(みよしかおる議員)

よろしく申し上げます。ようやく本年10月、交野市でも「地域公共交通会議」が開催されました。これは「道路運送法」に基づくもので、「地域公共交通計画」を策定する目的で立ち上げる「法定協議会」ではありません。

交通分野の会議					
根拠法令	主催者	対象となる交通モード	目的	構成員	
法定協議会	地域公共交通活性化再生法	市町村(複数可)または都道府県	多様な交通モード	地域公共交通計画の策定、実施について必要な協議を行う	地方公共団体、交通事業者、利用者など
地域公共交通会議	道路運送法	市町村(複数可)または都道府県	バス・タクシー 自家用有償旅客運送	集合旅客運送の運営などの協議 自家用有償旅客運送についての協議	市町村長または都道府県知事、交通事業者、住民、地方運輸局長など
運営協議会	道路運送法	市町村(複数可)または都道府県	自家用有償旅客運送	自家用有償旅客運送についての協議	市町村長または都道府県知事、交通事業者、住民、地方運輸局長、すでに有償運送を行っているNPOなど
地域協議会	道路運送法 都道府県		バス・タクシー	旅客輸送を確保する仕組みづくりについて協議	都道府県知事、市町村長、地方運輸局長、交通事業者など

**ポイント**

道路運送法に基づく地域公共交通協議や地域協議会が既に組織されている場合には、必要メンバーの追加によって法定協議会とするのが可能です。また、メンバーは地方公共団体の有無にかかわらず追加できます。

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルバンクレット(2022年3月)より

例えば北河内で、法定協議会を立ち上げているのは21市町村で、北河内では枚方市と寝屋川市のみ。令和2年11月に改正された、地域公共交通活性化再生法においては、基礎自治体に「地域公共交通計画」の策定が「努力義務」となっており、府域で策定済なのは13市町のみ。「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、基礎自治体の地域公共交通のマスタープランの策定に向けて、大阪府としてもサポートしていただきますよう要望いたします。

北河内地域の地域公共交通に関する会議体の設置状況

	会議体	「道路運送法」に基づくもの (地域公共交通会議)	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づくもの (法定協議会)	「都市・地域総合交通戦略策定」に基づくもの (法定協議会)	法に基づかないもの
枚方市	枚方市総合交通計画推進協議会		○	○	
茨野市	茨野市地域公共交通会議	○			
寝屋川市	寝屋川市地域公共交通協議会	○	○		
守口市	守口市地域公共交通連絡調整会議				○
門真市	門真市地域公共交通会議	○			
門真市	門真市総合交通戦略策定協議会			○	
四條畷市	四條畷市地域公共交通会議	○			
大東市	大東市地域公共交通会議	○			

また、様々なモビリティサービスの種別がわかる「モビリティ図鑑」なども協議を円滑に進めるために、作成いただくことを要望いたします。

最後に提案です。地域住民の移動ニーズの汲み取りは、福祉としての外出支援の検討の部分が重要となってきます。

あなたのボランティア活動に  
大阪府福祉基金からの「助成金」  
活用しませんか？

大阪府内で社会福祉活動（障がい者・高齢者・児童などへの支援）など、府民福祉の向上に寄与する活動を行っている民間団体に限り、大阪府福祉基金から助成金を行います。

令和5年度の大阪府福祉基金助成金公募要綱の概要を行います。

公募受付期間	令和5年1月4日(木)～令和5年1月31日(水)
公募申込期間	令和5年4月1日(月)～令和5年3月31日(月)

【お問い合わせ先】 大阪府福祉基金事務局 秘書課 秘書課  
電話 06-6444-6663

申請書のダウンロードはこちらのウェブサイトです【大阪府福祉基金】  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyosei/kyosei.html>

大阪府福祉基金事務局 〒530-8588 大阪市東淀川区西中島1-1-1

10

大阪府福祉基金は令和5年5月末時点で37億円積み上がっており、上限を500万円とした民間団体提案型事業として、地域福祉の推進のための事業などにも活用できます。来月1月4日から申請受付を開始します。住民に本当に必要な外出支援施策とは何かなど、地域公共交通コーディネーターを招聘し、住民と行政が協議する場をサポートする事業などにも検討できるかもしれません。民間団体の皆様には、積極的に福祉基金の活用のご検討をお願いいたします。

府民の移動の自由を守るために、大阪府が基礎自治体とも連携しながら、しっかりと対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

